

平成30年

8月農業委員会総会議事録

■日時	2018年（平成30年）8月9日（木） 14：30 ～ 14：55	反訳：株式会社
■場所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者	<p>[農業委員] 計（11名）</p> <p>（敬称略） （議席順）</p> <p>1 西辻 達佳    2 井阪 正明    3 大谷 康之    4 山千代重榮    5 6 小林 修    7 横田 武    8 久保 安治    9 福本 敏行    10 飯阪 保 11 12 辻井 正昭    13 14 友田 博文</p> <p>[欠席委員] 計（3名）</p> <p>5 高橋 一隆    11 辻畑 忠紹    13 辻林 孝幸</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>飯阪 陽次    西川 秀士    谷上 昇    丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可承認について</p> <p>議案第3号 事業計画変更申請の承認について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p> <p>報告第2号 農地使用貸借権の解約通知確認について</p> <p>報告第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから平成30年8月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会にあたりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>まず、事務局から出席者の報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は10名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、5番、高橋委員、13番、辻林委員、また、10番、飯阪委員におかれましては、少しおくれて来られるということで、連絡のほういただいております。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、井阪会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、会議に入ります前に、本日の議事録署記名人は、6番、小林修委員、7番、横田武委員、よろしくをお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p>

それでは、1ページをお開きください。

8月委員会議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

議案第1号から4号、報告第1号から4号を御審議いただきます。よろしくお願いいたします。

2ページ、議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について、農地所有権移転4件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。

議案第1号、番号1、仏並町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、仏並町で、地目は、田4筆、面積は合わせて、527平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約1キロメートル、車で約5分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は360日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺地域に迷惑をかけないように営農しますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の久保委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、みかん栽培をしている農地であり、両者ともに意思確認をいたしました。譲受人は引き続きみかん栽培をする予定をしております。申請とおりに問題ないので、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長 はい、ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

議案第1号、番号1については許可することといたします。

続きまして、議案第1号、番号2、三林町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、三林町で、地目は、田1筆、面積は、403平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は譲受人の自宅から約10メートル、徒歩で約1分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について周辺農地に支障のないよう使用しますとのことでした。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の前田推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、保全管理されている農地であり、譲渡人、譲受人に意思確認いたしました。申請どおり問題がありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

はい、ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めなします。

議案第1号、番号2につきましては許可することといたします。

続きまして、議案第1号、番号3、若樫町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸嶋でございます。

議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、若樫町で、地目は、畑1筆、面積は4,092平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約10キロメートル、軽トラックで約30分の距離に位置しております。

譲受人は、四輪運搬車などを導入予定としております。農業従事日数は120日

で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について周辺農地に支障のないよう使用しますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。この案件につきましては、7月委員会にて新規就農の事前審査を実施しております。

続きまして、地区担当の辻井委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、みかん栽培をしている農地であり、譲渡人は、申請地を譲渡すことに同意されており、譲受人はみかん栽培を続ける予定であります。申請どおり問題ないので、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

はい、ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第1号、番号3につきましては許可することといたします。

続きまして、議案第1号、番号4、三林町の物件について事務局の説明を求めます。

事 務 局

事務局の丸嶋でございます。

議案書3ページ、4番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、三林町で、地目は、田2筆、面積は合わせて854平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は譲受人の自宅から約0.3キロメートル、軽トラックで約3分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については周辺の農地に支障のないよう営農いたしますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の前田推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、水稻栽培されている農地であり、譲渡人は、申請地を譲渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題がありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第1号、番号4につきましては許可することといたします。

続いて4ページ。

議案2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転2件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、松尾寺町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、松尾寺町で、地目は畑、面積は318平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、事業の用に供する施設が連たんしている区域内であり、3種農地と判断いたします。

転用目的は露天資材置場で、譲受人は、建設業を営む法人であり、今現在使用している資材置場が手狭になったので、交通の便がよい申請地を選定したところです。資材置場には型枠資材、重機などを置く予定であります。

続きまして、地区担当の吉川推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

申請地は今現在休耕地であり、周囲は事業所などで囲まれた土地であり、転用することにより影響がある農地及び水路はありません。

譲渡人に確認したところ、申請地を譲渡する意思があり、譲受人は許可後速やかに申請内容どおりに転用し地目を変更するとのこと。調査の結果許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はありませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会 長

はい。ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第2号、番号1については許可やむを得ないものと、意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第2号、番号2、東阪本町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は、東阪本町で、地目は畑、面積は433平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分、につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は露天資材置場としての転用であり、譲受人は、建設業を営んでいる法人であり、今現在使用している資材置場を引き払うにあたり、新しく資材置場を探していたところ、譲受人の代表者が居住している近隣であり、付近に住宅のない申請地を選定したところでした。資材置場には重機、トラック、砕石などを置く予定であります。

続きまして、地区担当の藤原推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ雑草の繁茂する休耕地であり、当該地を転用することにより、周辺農地及び水路等への影響はないと認められます。

譲受人に確認したところ、転用目的は申請内容とおりに間違いなく、付近には住宅もなく、既に隣接する土地を取得しており、一体的な土地利用という立地条件から選定したとのこと、許可後速やかに転用し地目を変更するとのことでした。また、譲渡人は立地条件等から今後当該地で農業を続けて行くことが難しいと思い、他の利用を模索していたところ、譲受人から今回の話があり合意に至ったとのことでした。

調査の結果から許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第2号、番号2については許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第3号、事業計画変更申請の承認について、事業計画変更1件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。

議案第3号、番号1号、芦部町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局の谷上でございます。

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、芦部町で、地目は田、面積は合計1,808平方メートル、転用目的、申請者、当初の許可年月日、変更内容につきましては議案書記載のとおりでございます。

この案件は平成27年10月29日付、大阪府指令農整第5-49号で知事許可を受けており、今回工事期間を2年間延長とするものとして事業計画の変更がありました。工事内容はガス管老朽化のためのシールド立杭作業ヤード及び現場事務所としての使用で工事内容に変更はございません。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。

申請地は、許可当時から転用目的どおりに使用されており、許可後から現在において、苦情等は出ていません。

調査の結果から許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第3号、番号1については、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、8ページ、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画2件を別表のとおり定めるものとする。

議案第4号、番号1、一条院町の物件について、また、番号2、一条院町の物件についても関連しておりますので一括上程とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局の丸鳩でございます。

議案書9ページ、1番、2番について関連があることから一括説明させていただきます。

物件は一条院町で、地目は田7筆。面積は合わせて4,880平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

この案件につきましては、6月委員会にて新規就農の事前審査を実施しております。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり貸し手、借り手意思確認をいたしました。借り手は、申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題はありまないと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第4号、番号1、2についてはこのとおり決定することといたします。

続きまして、10ページ、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約2件に関する通知を受理したので、別表のとおり報告する。

11ページを御参照ください。

12ページ 報告第2号 農地使用貸借権の解約通知確認について、農地使用貸借権の解約1件に関する通知を別表のとおり確認するものとする。

13ページを御参照ください。

14ページ 報告第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について別表のとおり確認するものとする。

15ページを、続いて16ページを御参照ください。

続きまして、17ページ 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転8件、使用貸借権設定2件を専決により受理したので、報告する。

18、19、20、たくさんありますが、御参照ください。

以上で、予定されました議事は終了いたしました。

閉会時間14時55分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員